

# 全国放牧畜産ネットワーク協議会規約

平成31年2月13日 制定

(名称)

第1条 この会は、全国放牧畜産ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、放牧畜産技術及び放牧畜産によって生産された畜産物の普及を図るとともに、放牧畜産を志向する会員相互間の情報交換、放牧畜産の情報発信等を通じ、わが国畜産の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 放牧畜産技術に関する普及啓発
- (2) 研修会・検討会の開催
- (3) 放牧畜産に関する調査、情報の収集・提供
- (4) 放牧畜産物の普及促進
- (5) 会員相互の情報交換
- (6) 放牧畜産振興に関する農政活動
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 協議会は、次のものをもって構成する。

(1) 会員

1) 個人会員（畜産経営者）

- ① 放牧畜産基準認証要領に掲げる「放牧畜産基準」及び「生産基準」認証を受けた個人の畜産経営者及び法人の畜産経営の代表者
- ② 既に放牧畜産を実践している個人の畜産経営者及び法人の畜産経営の代表者
- ③ 今後、放牧畜産を行う予定の個人の畜産経営者及び法人の畜産経営の代表者

2) 組織会員

- ① 放牧畜産経営者が組織する放牧を推進する団体
- ② 放牧畜産基準認証要領に掲げる「生産基準」の認証を受けた企業・団体等

(2) 賛助会員

第3条の目的に賛同する企業、行政機関、団体及び個人

(3) 学生会員

第3条の目的に賛同する18歳以上の学生

(入会)

第6条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に定めるところにより会費を毎年度納入しなければならない。

(1) 会員

1) 個人会員（畜産経営者）

一人5,000円

2) 組織会員

① 地域の放牧研究会等の組織は、会員数×5,000円

② 放牧（酪農）牛乳生産基準、放牧（酪農）乳製品生産基準、放牧牛肉生産基準の認証取得した企業等は10,000円、ただし生産される畜産物に「放牧畜産基準認証マーク」を表示している企業等は5,000円

(2) 賛助会員

① 個人は2,000円

② 個人以外は10,000円

(3) 学生会員（18歳以上の学生）

① 一人1,000円

(退会)

第8条 会員は、次の各号の事項に該当する時は、協議会を退会とする。

(1) 会員から退会の申し出があった時

(2) 会費が2年以上未納となった時

(除名)

第9条 会員が、協議会の事業を妨げ、協議会の名誉を毀損する行為をした場合には、総会の議決を経て除名する。

(役員)

第10条 役員は総会において選出することとし、理事12名以内、監事2名以内をおく。

2 役員のうち5名以内は学識経験者のうちから選任することが出来る。

3 理事のうちから会長1名、副会長3名、専務理事1名を互選する。

- 4 会長は協議会を代表し、副会長は会長を補佐して業務を掌理し、専務理事は会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
- 5 役員任期は2年とする。
- 6 補欠による役員任期は前任者の在任期間とする。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(総会及び理事会)

第12条 協議会の運営に関する事項を審議するため、会長は、総会又は必要に応じて理事会を招集する。

- 2 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会及び理事会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 4 総会の議決を要する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 規約の変更及び改廃
  - (2) 役員を選任
  - (3) 解散
  - (4) 事業計画及び収支予算の承認
  - (5) 実績報告及び決算の承認
  - (6) その他必要な事項
- 5 理事会は、協議会の運営等に必要な事項を審議する。
- 6 総会及び理事会は書面により実施できるものとし、表決権を行使した者は出席したものと見なす。

(監査等)

第13条 会長は、各事業年度終了後3ヶ月以内に、収支決算報告書等を作成し、監事の監査を受けるとともに、その結果について理事会及び総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

(附則)

- 1 設立時に選任された役員任期は、第10条第5項の規定にかかわらず次期定時総会の終了時までとする。
- 2 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。
- 3 この規約は、平成31年2月13日から施行する。